

## ○中能登町創業支援補助金交付要綱

平成28年3月31日

告示第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における創業を促進し町の産業の活性化を図るため、町内で事業所又は店舗（以下「事業所等」という。）を新設し創業する者に対し、予算の範囲内において中能登町創業支援補助金を交付することについて、中能登町補助金交付規則（平成17年中能登町規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 創業 はじめて事業を営むことをいう。
- (2) 新設 新築、購入又は賃貸等により、新しく事業所等を設置することをいう。
- (3) 営業開始 店舗の開店等、収入を得られる状態になることをいう。
- (4) 設備工事費 事務所等に設置され、移動ができない機器等の購入費及び取付費
- (5) 備品 取得価格が10万円以上であって、耐用年数が1年以上のものをいう。  
ただし、汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物については除く。
- (6) チラシ・ショップカード等 店名・業種・住所・連絡先・営業時間の記載があり、事業内容の紹介や誘客促進として通年で創業する事業の広報に活用できる紙媒体をいう

(補助金の対象事業)

第3条 この補助金の対象事業は、商工業であって、創業により町内において新たに事業所等を新設する事業とし、申請年度内に営業開始できる事業とする。ただし、創業により営む事業が次の各号に該当するときは、対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条に規定する特定連鎖化事業に加盟して行われる事業及びフランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業

(3) 政治活動や宗教活動を目的とする事業

(4) 経営内容が投機的と認められる事業

(5) 他のものが行っていた事業を継承して行う事業

(6) その他補助金の交付目的に則して適当でないと町長が認める事業

2 新設する事業所等には、看板を設置することとする。

3 補助金の申請者は、創業する事業に係るチラシ等を作成することとし、町長は、創業した事業について、作成されたチラシ等を公共施設へ設置又は町HPへ掲載するなどの方法により、広く周知するものとする。

（補助金の対象者）

第4条 補助金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 町内に住民票を有する者

(2) 営業開始時点において被雇用者でない者

(3) 1親等以内の親族が過去に本補助金の交付を受けていない者

(4) 個人事業主として創業する者

(5) 申請時において税務署へ開業届が未提出であること。

(6) 産業競争力強化法（平成25年12月11日法律第98号）に基づき本町が策定した創業支援事業計画に定める特定創業支援事業による支援を受けた者であって、特定創業支援事業証明書の交付を受けていること。

(7) 市町村税の滞納がないこと。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に関係しないこと。

(9) 遵守すべき関係法令等に違反していないこと。

（補助金の対象経費）

第5条 補助金の対象経費は、次の各号に掲げる要件を満たす創業に要する経費とする。

(1) 事業所等の新設に係る新築費、増改築費、設備工事費とし、自己の住居の用

に供した部分ではないこと。住居兼事業所等の場合については、間仕切り等により物理的に住居の用途に供される部分と明確に区別された事業所等占有部分に係るものに限る。ただし、業種・業態等の理由により事業所等占有部分の区別ができない場合は、面積按分等の適切な方式で事業利用割合及び経費額の算出を行う。

- (2) 備品の購入費（町長へ償却資産の申告をするものに限る。）
- (3) 事業実施に必要と認める外構工事費
- (4) その他町長が適当と認める経費

2 前項各号に掲げる経費について、国、県その他団体から補助金の交付を受ける場合は、同項に掲げる経費から、国、県その他団体の補助金又は助成金の対象経費を控除するものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条の対象となる経費の全額（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、200万円を限度とする。ただし、申請時点において55歳以上の者及び配偶者があり、配偶者の所得が120万円を超える者については、同条の対象となる経費の2分の1以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、100万円を限度とする。

2 町長が不適当と認める費用は、前項の対象となる経費から除くものとする。

（補助金の申請）

第7条 申請者は、営業開始予定日までに、中能登町創業支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 創業に伴う事業計画確認書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 平面図など施工実施箇所や施工内容の分かる書類（第5条第1項第1号に規定する費用に係る申請がない場合は不要とする。）
- (5) 市町村納税証明書
- (6) 補助金の申請者及び配偶者がある場合は配偶者の所得証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

2 一の者につき1回限りの申請とする。

(補助金の決定通知)

第8条 町長は、前条の申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、中能登町創業支援補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の決定に当たり条件を付することができる。

(申請内容の変更等)

第9条 決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更しようとするとき、若しくは創業等を中止しようとするときは、あらかじめ中能登町創業支援補助金変更承認申請書（様式第4号。以下「変更申請書」という。）にその内容が確認できる必要書類を添え町長に提出し、変更又は中止について承認を受けなければならない。

(1) 申請書の内容に関わること。

(2) 第3条から第6条までに規定する補助金の交付の要件等に関わること。

(3) 決定通知書の交付の条件に抵触すること。

2 町長は、変更申請書を承認したときは、中能登町創業支援補助金変更承認決定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、営業開始した日から3箇月以内若しくは当該年度末のいずれか早い日までに、中能登町創業支援補助金実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第4号の書類にあつては、営業開始した日から1年以内に取得後すみやかに提出するものとする。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 完成写真（補助事業各1枚）、事業所等の外観写真及び設置した看板の写真

(3) 創業する事業に係るチラシ・ショップカード等

(4) 特定創業支援事業証明書の写し（営業開始した日から1年以内に取得後すみ

やかに提出する場合は、取得に係る誓約書（別紙）を提出するものとする。）

- (5) 住民票
- (6) 許認可を伴う業種にあつては、許可証の写し
- (7) 税務署へ届け出た開業届出書の写し
- (8) その他町長が必要と認める書類  
(事業状況報告)

第11条 補助金の交付を受けて創業した者は、営業開始日の翌年度末までに、中能登町創業支援補助金事業状況報告書（第2年度用）（様式第7号。以下「状況報告書（第2年度用）」という。）、営業開始日の翌々年度末までに、中能登町創業支援補助金事業状況報告書（第3年度用）（様式第8号。以下「状況報告書（第3年度用）」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
- (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
- (3) その他町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第12条 町長は、実績報告書が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町創業支援補助金交付確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(第2年度以降の補助金の額の確定)

第13条 町長は、状況報告書（第2年度用）又は状況報告書（第3年度用）が提出された場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めたときは、補助金の額を確定し、中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第2年度用）（様式第10号。以下「確定通知書（第2年度用）」という。）又は中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第3年度用）（様式第11号。以下「確定通知書（第3年度用）」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 確定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町創業支援補助金交付請求書（様式第12号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

（第2年度以降の補助金の請求）

第15条 確定通知書（第2年度用）又は確定通知書（第3年度用）を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、中能登町創業支援補助金交付請求書（第2年度用）（様式第13号。以下「請求書（第2年度用）」という。）又は中能登町創業支援補助金交付請求書（第3年度用）（様式第14号。以下「請求書（第3年度用）」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付割合及び交付方法）

第16条 補助金の交付割合は、各号に掲げる額とする。

- (1) 営業開始の日に属する年度 補助金額の2分の1
- (2) 営業開始の日に属する年度の翌年度 補助金額の4分の1
- (3) 営業開始の日に属する年度の翌々年度 補助金額の4分の1

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

3 町長は、請求書、請求書（第2年度用）又は請求書（第3年度用）の提出を受けたときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 町長は、補助金の交付を受けて創業した者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付されているときは、町長は、期限を定め、交付決定者にその全部又はその一部の返還を命じることができる。

- (1) 第3条及び第4条に掲げる要件に欠くこととなったとき。
- (2) 第10条第4号に規定する書類を営業開始した日から1年以内に提出できなかったとき。
- (3) 補助金交付期間内に事業の廃止をしたとき。
- (4) 状況報告書の審査において、事業計画との著しい乖離が認められ、必要に応じて行う現地調査により営業実態が確認できないとき。

(5) 補助金交付期間内に補助事業者が町外へ転出又は事業所等を町外へ移転するとき。

(6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、中能登町創業支援補助金交付取消通知書（様式第15号。以下「取消通知書」という。）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の取消通知書を受けた者（同一世帯の者も含む。）から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができるものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則（平成28年5月31日告示第56号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年11月29日告示第92号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年5月31日告示第63号）

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

附 則（令和2年2月19日告示第7号）

この告示は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和3年6月3日告示第42号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月3日告示第54号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月8日告示第26号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月26日告示第53号）

この告示は、令和5年7月1日から施行する。



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者  
住 所  
氏名（署名）  
電話番号（ ）

中能登町創業支援補助金交付申請書

中能登町創業支援補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 対象者条件の該当区分

該当区分	補助率	補助金上限
<input type="checkbox"/> 申請時点において55歳以上の者	補助対象経費の1/2	100万円
<input type="checkbox"/> 配偶者の所得が120万円を超える者		
<input type="checkbox"/> 上記に該当しない者	補助対象経費の全額	200万円

3 補助対象経費

項 目	金 額
新築費又は増改築費	円
設備工事費	円
備品購入費	円
外構工事費	円
その他	円
計	円

4 事業所等の新設所在地 中能登町

5 営業開始予定日 年 月 日

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 創業に伴う事業計画確認書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書
- (4) 平面図など施工実施箇所や施行内容の分かる書類（第5条第1項第1号に規定する費用に係る申請がない場合は不要とする。）
- (5) 市町村納税証明書
- (6) 補助金の申請者及び配偶者がある場合は配偶者の所得証明書
- (7) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

中能登町商工会  
会長 印

#### 事業計画確認書

創業希望者の方から、中能登町創業支援補助金事業の申込希望がありましたので、申請に係る事業計画書の確認をしました。

項目	内容
1 申込人氏名	
2 申込金額	
3 添付書類	<input type="checkbox"/> 中能登町創業支援補助金交付申請書 <input type="checkbox"/> 事業計画書
4 事業計画に係るヒアリング	<input type="checkbox"/> 実施済み
5 経営指導員氏名	

#### 【注意事項】

この確認書は、補助金の交付を確約するものではありません。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登創業支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中能登町創業支援補助金については、次のとおり決定したので、中能登町創業支援補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

(あて先) 中能登町長

申請者

住 所

氏名(署名)

電話番号 ( ) -

中能登町創業支援補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町創業支援補助金事業について、次のとおり内容等を変更又は中止したいので、中能登町創業支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助金申請内容の変更

変更内容等	変更前	変更後
申請額	金 円	金 円
対象経費総額	円	円
変更内容及び変更理由		
添付資料	(1) 事業計画書(変更がある場合のみ) (2) 事業計画確認書(事業計画書に変更がある場合のみ) (3) 補助対象経費に係る見積書(変更がある場合のみ) (4) その他、必要に応じて変更を説明する書類	

2 補助事業の中止

中止の理由	
-------	--

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登町創業支援補助金変更承認決定通知書

年 月 日付け 第 号で通知した中能登町創業支援補助金については、  
次のとおり変更を決定したので、中能登町創業支援補助金交付要綱第9条の規定により通知する。

記

1 変更決定額 金 円

2 変更の内容

変更内容等	変更前	変更後

3 条件

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者  
住 所  
氏名（署名）  
電話番号（ ） —

中能登町創業支援補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町創業支援補助金事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて、実績報告します。

記

1 事業実績

区分	金額
補助金の対象経費実績額	円
補助金の交付決定額	円

2 内訳

項 目	金 額
新築費又は増改築費	円
設備工事費	円
備品購入費	円
外構工事費	円
その他	円
計	円

3 添付書類

- 補助対象経費に係る領収書の写し
- 完成写真（補助事業各1枚）、事業所等の外観写真及び設置した看板の写真
- 創業する事業に係るチラシ等
- 特定創業支援事業証明書の写し（営業開始した日から1年以内に取得後すみやかに提出する場合は、取得に係る誓約書（別紙）を提出するものとする。）
- 住民票
- 許認可を伴う業種にあつては、許可証の写し
- 税務署へ届け出た開業届出書の写し
- その他町長が必要と認める書類

(別紙)

## 誓約書

中能登町長

本件に係る特定創業支援事業証明書の写しの提出について、下記のことを誓約します。

- 1 実績報告時提出できなかった特定創業支援事業証明書の写しについて、営業開始した日から1年以内に取得しすみやかに提出すること。
- 2 上記の誓約事項について履行できなかった場合、第17条の規定に基づき補助金の返還を求められた際は、すみやかに返還すること

年 月 日

住所

氏名

Ⓜ



様式第7号（第11条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者

住 所

氏名(署名)

電話番号 ( ) -

中能登町創業支援補助金事業状況報告書（第2年度用）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町創業支援補助金事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、事業状況報告します。

記

- |   |           |   |              |
|---|-----------|---|--------------|
| 1 | 補助金交付決定額  | 金 | 円            |
| 2 | 初年度受領済額   | 金 | 円（交付決定額の1/2） |
| 3 | 第2年度交付予定額 | 金 | 円（交付決定額の1/4） |
- 4 添付書類
- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
  - (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

(あて先) 中能登町長

申請者

住 所

氏名(署名)

電話番号 ( ) -

中能登町創業支援補助金事業状況報告書(第3年度用)

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた中能登町創業支援補助金事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第11条の規定により関係書類を添えて、事業状況報告します。

記

- |   |           |   |              |
|---|-----------|---|--------------|
| 1 | 補助金交付決定額  | 金 | 円            |
| 2 | 初年度受領済額   | 金 | 円(交付決定額の1/2) |
| 3 | 第2年度受領済額  | 金 | 円(交付決定額の1/4) |
| 4 | 第3年度交付予定額 | 金 | 円(交付決定額の1/4) |
- 5 添付書類
- (1) 当該年度末の確定申告書の控えの写し
  - (2) 町長に提出した償却資産の申告書の控えの写し
  - (3) その他町長が必要と認める書類

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登町創業支援補助金交付確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった中能登町創業支援補助金については、次のとおり確定したので、中能登町創業支援補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 不交付確定理由

様式第10号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第2年度用）

年 月 日付けで事業状況報告のあった中能登町創業支援補助金については、次のとおり確定したので、中能登町創業支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 不交付確定理由

様式第11号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登町創業支援補助金交付確定通知書（第3年度用）

年 月 日付けで事業状況報告のあった中能登町創業支援補助金については、次のとおり確定したので、中能登町創業支援補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 円
- 2 不交付確定理由

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者

住 所

氏名（署名）

電話番号（ ） -

中能登町創業支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により中能登町創業支援補助金の確定通知を受けた補助事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第14条の規定により請求します。

記

- |            |   |              |
|------------|---|--------------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円            |
| 2 今回請求額    | 金 | 円（交付決定額の1/2） |

【口座振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店・支店
口座番号 （7桁記入）	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第13号（第15条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者

住 所

氏名(署名)

電話番号 ( ) -

中能登町創業支援補助金交付請求書（第2年度用）

年 月 日付け 第 号により中能登町創業支援補助金の確定通知を受けた補助事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

- |            |   |              |
|------------|---|--------------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円            |
| 2 今回請求額    | 金 | 円（交付決定額の1/4） |

【口座振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店・支店
口座番号 (7桁記入)	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

（あて先）中能登町長

申請者

住 所

氏名(署名)

電話番号 ( ) -

中能登町創業支援補助金交付請求書（第3年度用）

年 月 日付け 第 号により中能登町創業支援補助金の確定通知を受けた補助事業について、次のとおり中能登町創業支援補助金交付要綱第15条の規定により請求します。

記

- |            |   |              |
|------------|---|--------------|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円            |
| 2 今回請求額    | 金 | 円（交付決定額の1/4） |

【口座振込先】

金融機関名	
本・支店名	本店・支店
口座番号 (7桁記入)	普通・当座
フリガナ	
口座名義人	



様式第15号（第17条関係）

第 号  
年 月 日

（申請者）

中能登町長

中能登町創業支援補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で通知した中能登町創業支援補助金については、中能登町創業支援補助金交付要綱第17条の規定により、下記のとおり補助金を取消すので通知します。

記

- 取消し額  
（詳細） 金 円
- 取消しの理由
- 返還期限（交付済みの場合） 平成 年 月 日

様式第 1 号 (第7条関係)

様式第 2 号 (第7条関係)

様式第 3 号 (第8条関係)

様式第 4 号 (第9条関係)

様式第 5 号 (第9条関係)

様式第 6 号 (第10条関係)

様式第 7 号 (第11条関係)

様式第 8 号 (第11条関係)

様式第 9 号 (第12条関係)

様式第10号 (第13条関係)

様式第11号 (第13条関係)

様式第12号 (第14条関係)

様式第13号 (第15条関係)

様式第14号 (第15条関係)

様式第15号 (第17条関係)